

議会運営委員会 会議録

日 時 令和5年5月26日（金曜日）

午前10時00分開会、午前11時20分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

（1）令和5年第3回（9月）定例会の日程（案）について

（2）令和5年第2回（6月）定例会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア 報 告 9件

イ 条 例 7件

ウ 補 正 予 算 2件

エ 契 約 2件

オ 市道の認定等 1件

カ 和 解 1件

キ 人事（最終日提出） 3件

③ 請願・陳情について

④ 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

⑤ 各種委員会委員の選出について

【土浦市環境審議会委員（選出すべき人数 2名）】

・委員の任期 令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

・従来の選出方法 総務市民委員会及び産業建設委員会から各1名選出

【土浦市空家等対策協議会委員（選出すべき人数 1名）】

・委員の任期 委嘱月から令和5年11月6日まで

・従来の選出方法 総務市民委員会から1名選出

【土浦市子ども・子育て会議委員（選出すべき人数 1名）】

・委員の任期 令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

・従来の選出方法 文教厚生委員会から1名選出

【土浦市地域医療運営協議会委員（選出すべき人数 3名）】

- ・委員の任期 令和5年7月1日から令和7年6月30日まで
- ・従来の選出方法 総務市民委員会、文教厚生委員会
及び産業建設委員会から各1名選出

【土浦市障害者計画策定委員会委員（選出すべき人数 1名）】

- ・委員の任期 委嘱の日から次期障害福祉計画等策定(令和6年3月)まで
- ・従来の選出方法 文教厚生委員会から1名選出

【土浦市自殺対策計画策定委員会委員（選出すべき人数 1名）】

- ・委員の任期 委嘱の日から次期自殺対策計画策定(令和6年3月)まで
- ・従来の選出方法 文教厚生委員会から1名選出

- (3) 政治倫理審査委員会委員の委嘱について
- (4) 議会基本条例の見直し（基本条例第25条1項）について
- (5) 台南市（友好交流都市）への訪問について
- (6) 土浦市職員録のサイドボックスへの搭載について
- (7) その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長	吉田	千鶴子
副委員長	目黒	英一
委員	小坂	博
委員	下村	壽郎
委員	矢口	勝雄
委員	田中	義法
委員	菅井	歩美

欠席委員（0名）

その他出席した者

議長	島岡	宏明
副議長	鈴木	一彦

説明のため出席した者（5名）

副市長	東郷	和男
副市長	片山	壮二
市長公室長	船沢	一郎
財政課長	山口	正通
財政課財政係長	小神野	昭博

事務局職員出席者

局 長 櫻井 良哉

次 長 天貝 健一

次長補佐 小野 聡

主 査 津久井 麻美子

主 査 松本 裕司

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（0名）

○吉田委員長 皆さん改めましておはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はございますでしょうか。

(「ありません」との声あり)

○吉田委員長 では、議長から御挨拶願います。

○島岡議長 本日は、議会運営委員会を開催させていただきましたところ、早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。改選後初の議会となります6月議会、そしてまた、議会運営委員会も初の議会運営委員会でございます。初めて議会運営委員会に出るかたもいらっしゃいますので、十分熟知していただきまして、今後の議会に臨んでいただくために、今日はじっくりと皆さんで御相談していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。今日は慎重審議、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。今回初めてということで、今、議長のほうからお話ございました。私も今回初めて委員長を仰せつかりました吉田でございます。何分不慣れな点がございますので、また皆様の御協力のもと、議事を進めてまいりたいと存じますので、何卒よろしくお願いいたします。それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項1 令和5年第3回(9月)定例会の日程(案)について、協議をお願いします。執行部から説明をお願いします。

○東郷副市長 サイドボックスの資料のほうをお願いします。資料1でございます。よろしいでしょうか。令和5年第3回の市議会定例会日程案でございます。9月の5日火曜日開会。それから、9月26日火曜日の会期でお願いしたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。説明以上です

○吉田委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。それでは、第3回定例会の日程については執行部説明のとおりといたします。次に、協議事項2、令和5年第2回6月定例会の運営についての協議をお願いします。執行部から日程について説明をお願いします。

○東郷副市長 資料2のほうをお願いいたします。令和5年第2回市議会定例会の日程案でございます。6月6日火曜日開会。それから6月22日木曜日閉会でお願いしたいということでございます。それから全協の日程でございますけれども、まず初日6月6日火曜日に時間は9時半からでございますけれども、全協をお願いして、案件については、神立駅西口地区土地区画整理事業の進捗状況等について、それから議案のほうでもありますけれども、損害賠償請求事件、交通事故の和解の案についての説明をさせていただきたいの和其他ということでございます。それから中日ですね一般質問の最終日になろうと思いますけれども、6月14日水曜日に予定しておりますけれども、9時45分から全協を開催をお願いして、案件につきましては最終日にて提出いたします人事案件についてでございます。教育委員会委員の任命同意、それから監査委員の選任の同意、それから農業委員会委員の任命の同意について全協で説明をさせていただきたいということでございます。それから最終日、今のところ案件ございませんが、会期中に必

要が生じた場合については、大変申し訳ありませんが、開催のほうをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。説明のほうは以上でございます。

○吉田委員長 ただ今の件で何か御意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 特にないようでございます。それでは、つぎに、上程される議案等の説明をお願いいたします。まず報告について執行部から説明をお願いします。

○船沢市長公室長 資料3 定例会議案概要をお開きください。今回の提出案件は、2ページ、3ページは、今回の提出案件一覧となります。提出案件は、報告につきましては、専決処分1件、予算の繰越5件、法人の経営状況3件でございます。中ほど議案につきましては、条例7件、補正予算2件、契約2件、市道の認定等1件、和解1件、最終日に提出いたします、人事案件3本の総計で25件の議案等について、御承認等をお願いするものでございます。それでは、内容について説明させていただきます。4ページをお願いいたします。まず、報告案件でございます。報告第14号専決処分の報告について。道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、市道手野1号線、JR常磐線の寄居の踏切付近を自転車で走行中、道路の陥没個所に前輪が落ち、タイヤが破損したことによる事故の和解であり、5月19日に専決処分したものです。5ページをお願いいたします。報告第15号から、第19号までの5件につきましては、各会計の予算の繰越について報告するものです。繰越の内容につきまして、繰越の概要をお願いいたします。主な事業欄にもございますとおり、認定こども園土浦幼稚園整備事業や、ワクチン接種事業、このほか、街路事業や、国から前倒しを求められた小中学校の長寿命化や大規模改造事業、上下水道事業などであり、事業の進捗状況などから、継続費については通次繰越、そのほかについては明許繰越の3月議会で御承認をいただきましたものを、繰越しているもので、総計42件でございます。表の中ほど、一般会計の事故繰越という欄が一つございます。国の補正予算に伴いまして、令和3年度の補正予算、その中で計上いたしました、1中と3中の大規模改造工事、4中の長寿命化工事におきまして、新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、資材と半導体が不足いたしまして、納期が遅れたことによりまして、年度内に業務を完了することができなくなり、再度、繰越明許とすることはできないことだ。事故繰越しとなったものでございます。つづきまして6ページをお願いいたします。報告第20号から第22号につきましては、資本金を2分の1以上を出資している法人については、産業文化事業団、農業公社、ラクスマリーナの令和5年度の事業計画を提出するものです。主な事業計画については、下の表のとおりとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。まず報告につきましては以上でございます。

○吉田委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

○下村委員 一般会計の繰越の概要のところ事故繰り越し。これは、半導体がどうのこうのっていうのは、なかったのはわかっていたはずだし、何て言うのかな、設計事務所等に、設計を依頼したということから推定すれば、設計事務所からもそういう話が来てなくてはおかしいかったんじゃないかと思うんですね。だからこの事故繰越っていう

のが、はっきり事故繰り越しに結果としてはなってしまうんだけど、そのときの反省っていうか何か、考え方っていうのはどういうふうに考えたらいんですか

○船沢市長公室長 一番最初に事業に取りかかる時、当然事業者のほうと、資材についても協議した上で、工期も組んでまいります、やはりその中の過程の中で不足が出て参ったものと思いますんで、今後ともですね、資材につきましては、よく注意して、工期ですね、十分注意して、今後は進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○下村委員 ありがとうございます。そういったことで、なんていうのかな。やっぱり発注する時には関わってる設計事務所さんなり、或いはその業界の中でいう資材の調達、どの辺までいくんだとか、そういったことも含めて、綿密に協議の上、発注をしていかなければいけないのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○目黒副委員長 専決処分の報告のほうですね事故の件なんですけども、こちらの自転車の前輪破損で、被害者相手側のほう、けががなかったのかっていうところと、破損箇所を何か原因等あれば教えていただけたらと思います。

○船沢市長公室長 ただ今日目黒委員のほうから話ありました、専決処分こちらにつきましては、学生さんが乗ってるんですが、けがはございませんで、実際にホイールですね、それが破損したという内容でございます。それに関して、補償割合に応じた形で補償を行ったというものでございます。以上です。

○東郷副市長 舗装が取れてしましまして、陥没してた感じでした。そこに自転車が乗ってしまって、車輪が破損したということでした。いずれにしても指導の管理徹底して、なるべく、今ネットでも市民の人たちから情報いただいて、すぐ直せるような体制とっていますので。今後も引きつづき情報いただきながら、市のパトロールも充実させながらやっていきますので、よろしくお願いいたします。

○目黒副委員長 けががないということで安心しました。あと先ほど副市長がおっしゃっていた道路などの通報システム。私も1回ちょっと試しに送信してみたんですけど、ちょっと難しいところもあったりするので。もうちょっと説明とかもし、分かりやすく、もうちょっとしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○東郷副市長 なかなかその機器使うのも難しいところもあると思いますんで、電話でも何でも。あとは職員もまず通勤の時に気が付いたらすぐ連絡するような体制にしますので、市民の皆様にも分かりやすく、通報いただけるような形もとっていきたいと思いますんでよろしくお願いいたします。

○下村委員 関連ですけど、これ疑問に感じるの今の報告で、これ4月21日に事故が発生して、処分が終わったのが5月ですね。19日、この間、代替の自転車とか、或いは何かそういった措置っていうか何かやったんですか。あえて学生さんだって言うたら特に。そういう気づかいが必要だったのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○船沢市長公室長 自転車が使えない期間の通学でやはり影響出ますからどうかという質問なんですけど、実は自転車屋のほうに持ってきて、ホイールの交換ですので、すぐ終わったというような内容で伺っております。

○吉田委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。つぎに、条例について説明をお願いします。

○船沢市長公室長 7ページをお願いいたします。つづきまして議案となります。まずは条例です。議案第41号土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、国の規則の一部改正に伴う改正でございまして、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行したことに伴い、感染症防疫作業手当の特例を廃止するものであり、公布の日から施行するものです。議案第42号土浦市税条例の一部改正につきましては、国の規則の改正に伴う改正でございまして、三輪以上の電動キックボードの税率区分を、変更する改正であり、本年7月1日から施行するものです。議案第43号 土浦市印鑑条例の一部改正につきましては、国の法改正に伴う改正でございまして、スマートフォンにマイナンバーカードの電子証明書の搭載が可能となったことに伴い、印鑑登録証明書の交付をスマートフォンで申請することを可能とする改正や、電子証明書に係る用語の改正などであり、スマートフォンを利用した印鑑証明書の交付については規則で定める日、その他は公布の日から施行するものです。8ページをお願いいたします。議案第44号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、こども家庭庁設置法等の施行に伴う改正でございまして、こども家庭庁の設置により、保育に関する所管が移管されたことに伴い、厚生労働大臣を内閣総理大臣とするなどの文言を整理する改正であり、公布の日から施行するものです。議案第45号土浦市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、県条例の改正に伴う改正でございまして、引用する県条例の改正に伴う条項ズレを整理するなどの改正であり、公布の日から施行するものです。議案第46号土浦市小町の館条例の一部改正につきましては、利用状況に応じた開館時間等の見直しでございまして、小町の館の開館時間を変更する改正及びこれに伴う利用料金の改正などであり、本年10月1日から施行するものです。9ページをお願いいたします。議案第47号土浦市火災予防条例の一部改正につきましては、省令等の改正に伴う改正でございまして、電気自動車等を充電するための急速充電設備について、全出力の上限の撤廃や、手動緊急停止装置の設置の義務付けなど火災予防上必要な措置の見直し及び喫煙所の標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置させている場合、設置を不要とするなどの改正であり、急速充電設備に係る改正については、本年10月1日から、その他は公布の日から施行するものです。条例につきまして説明は以上でございます。

○吉田委員長 それでは、御質問ございますか。

○下村委員 小町の館の条例の一部改正について。通年で料金が一緒になるというように改正してるようですが。どうしてでしょうか。

○船沢市長公室長 御質問といたしましては、季節ごとのという意味でございますでしょうか。

○下村委員 はい。季節だね。料金が違っていただけど、1年間同じ金額になって

しまうんでしょうかと。どうしてでしょうかということです。

○船沢市長公室長 時間の変更に伴いまして、今までの時間というのが、6時まで3月からと、10月まで、上の表になりますが、それが6時だったものが、今度5時になりましたことによりまして、それがこの上の表の後ろの部分と統一されるという形になるものでございます。

○下村委員 例えば1時間、3月から10月で1時間、時間を短縮したからと言っても、そんなに関わりがなくて、それともう一つは、安くなるのはいいんですよ前提として、しかし、エネルギー高騰によって電気だとかが上がってきてるにもかかわらず、1,320円まで落とすっていうのが疑問を感じますので。どのように、そういうふう考えたのか教えてください。

○船沢市長公室長 新旧対照表の中でございまして、旧の対照表の一番右側の欄。それと、新しい指針の右側の欄で、この金額につきまして、同じ金額という形で設定しているものでございまして、こちらにつきましてまた産業建設委員会のほうで、詳しい内容のほう、御説明させていただいて、また御審議のほう賜りたいふうに考えてございます。以上です。

○吉田委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。それでは、つぎに補正予算について説明をお願いします。

○船沢市長公室長 つづきまして、補正予算です。議案第48号は、一般会計補正予算(第4回)、議案第49号は、下水道事業会計補正予算(第1回)です。今回の補正は、予算総括表にございますとおり、歳入歳出それぞれ、一般会計に1億2,057万5,000円、下水道事業会計に8,490万円、合計で2億547万5,000千円を追加し、総額で994億3,860万9,000円とするもので、当初予算に見込めなかった事業費等を計上するものです。具体的な内容は、10ページの概要を御覧ください。まず、一般会計です。2款総務費、1項総務管理費、9目企画費につきましては、台南市との友好交流協定の締結を契機として、サイクリング人気の高い台湾からのインバウンド観光客の誘致を目指し、サイクルツーリズムを軸に、地域特性を組み合わせ、体験型観光ツアーを造成するための委託料を計上するもので、当事業には、国庫補助を見込んでいることから、歳入に特定財源として国庫支出金を計上するものです。14目男女共同参画推進費につきましては、ダイバーシティ社会の実現に向け、いばらきダイバーシティ宣言への登録を行うとともに、市民への周知を図るための懸垂幕等の啓発物品の作成費用や、職員の理解向上を目的とした研修費用を計上するものです。18目支所及び出張所費につきましては、マイナンバーカードの申請など来庁者が多くなる中、都和出張所の駐車場が狭隘で利用者に不便をきたしていることから、来庁者の駐車スペースを確保するため、近接するJA施設の駐車場を借りるための費用を計上するものです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、令和4年度末に事業者から福祉目的で200万円の寄附があったことから、社会福祉事業基金に積み

立てるための積立金を計上するものです。11目価格高騰緊急支援給付金給付事業費につきましては、令和4年度の同給付金について、実績による額の確定に伴い、概算払いを受けた国庫支出金の超過交付分を返還するための返還金を計上するものです。12目非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業につきましても、令和4年度の同給付金について、実績による額の確定に伴い、概算払いを受けた国庫支出金の超過交付分を返還するための返還金を計上するものです。2項児童福祉費、6目市立保育園費につきましては、昨年9月に静岡県で発生した、送迎バスの子ども置き去り死亡事案を受けまして、送迎バスへの安全装置の設置が義務化されたことから、市内の保育所等の送迎バスへ置き去り防止装置を設置するための補助金を計上するもので、当事業は全額補助があることから、歳入に特定財源として県支出金を同額計上するものです。3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、令和5年10月の生活保護基準の改定に伴い、システムを改修するための委託料を計上するものであり、また、当事業は、国庫補助対象であることから、歳入に特定財源として国庫支出金を計上するものです。6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費につきましては、本市に移住し、新たに就業、起業、テレワーク等を行う方に移住支援金を交付する、わくわく茨城 生活実現事業において、県から現予算を上回る内示額が示されたことから、移住者への補助金を増額額計上するもので、当事業は、県補助の対象であることから、歳入に特定財源として県支出金を計上するものです。8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費につきましては、消防団の退職者が年度末に4名増したことから、退職報奨金を増額計上するもので、全額、共済基金からの受入れ金で賄われることから、歳入に特定財源として、退職報奨金 受入金を計上するものです。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、市立保育園費でもございましたが、送迎バスの子ども置き去り死亡事案を受けまして、本市で運行する小学校のスクールバスに降車時の子どもの所在確認等のため、委託事業者のバスへ安全装置を設置するための費用を計上するもので、当事業は、県補助の対象であることから、歳入に特定財源として県支出金を計上するものです。11ページをお願いいたします。4項社会教育費、6目公民館費につきましては、荒川沖東部地区学習等供用施設について、令和4年度の公共施設等再編・再配置計画において地元への譲渡が妥当とされ、譲渡方法、時期について地元と協議するにあたり、耐震診断が未実施なことから、耐震診断を実施するための委託料を計上するものです。5項保健体育費、3目体育施設費につきましても、川口運動公園の管理事務所及びテニスコート管理棟について、当面の間、施設の使用の継続が見込まれることから、耐震診断を実施するための委託料を計上するものです。つづきまして、特別会計です。下水道事業会計につきましては、公共下水道雨水排水路整備事業神立菅谷雨水幹線整備に伴う、N T Tの移設補償において、継鋼矢板の打設等、施工方法の変更や、安全対策として、ガードマンの増員などにより、補償費用を増額計上するものです。12ページをお願いいたします。つづきまして、契約案件でございます。議案第50号回転式破砕機及び排出コンベア外付帯設備更新工事請負契約の締結につきましては、清掃センターの機器更新について、一般競争入札の結果、5億3,900万円で、株式会社タクマ東京支社が落札、議案第51号東小

学校屋内運動場 長寿命化改良工事請負契約の締結につきましては、東小学校の長寿命化工事について、一般競争入札の結果、２億３，７６０万円で、株式会社山本工務店が落札いたしましたので、契約にあたり議決をお願いするものです。１３ページから１５ページは、議案第５２号市道の路線の認定についてでございます。１３ページは、民間会社の開発行為に伴う認定、１４ページは、県道土浦坂東線に整備に伴う、既存道路部分の認定。１５ページは、国道１２５号線阿見土浦バイパスの整備による、旧国道区間の移管に伴う認定でございます。それでは、補正予算につきましては説明のほう、以上でございます。

○吉田委員長 それでは、皆様からございますか。

○目黒委員 ３款民生費の１目社会福祉費の非課税世帯臨時特別給付金給付事業で、返還金がこのような金額がでましたけども、何世帯ほどの分の返還金になりますでしょうか。

○船沢市長公室長 二つ項目ございますので、それぞれ世帯数と金額をお答えさせていただきます。まず最初に１１目のほう、価格高騰給付金でございますが、返還部分につきまして、１，０３３世帯分でございます。それから１２目、非課税世帯につきましての給付金、こちらの返還世帯数が６世帯となっております。

○目黒委員 これだけの世帯ありますけども、申請がなされなかったっていうことでよろしいですか。原因としては。

○船沢市長公室長 １１目のほうは、この年度途中で家計が急変したという世帯でございまして、実際にこれ予算を計上するときに、正確な数字が捕捉することはできませんので、概算でマックスでいける数字のほうを計上いたしました。その中で、実態に応じる計画ですので、金額大きいんですが、元の正確な数字が取れないことによる精算による数値でございます。

○目黒委員 下の非課税世帯に関しましては、こちら間違いなく申請がなかったかなと思うんですけども、また今年度も給付金がございますが、それに対してどのような対策とか講じられるのでしょうか。

○船沢市長公室長 今年度の給付費につきましても、申請、市民のほうへの支援ですので、もちろん皆さんから応募ございますように、周知、そういうのは徹底してやってきたいというふうに思っております。

○目黒委員 ありがとうございます。承知いたしました。あとすいませんもう１点なんですけども、公民館費の荒川沖地区学習等供用施設の件で、地元への譲渡のその第１弾として耐震診断がされるんですけども、そのあとそのままもう、地元の地区に譲渡されて、またはあそこの建物は建て替えが、必要なところだと思うので、それに伴ってまた市のほうでまた補助とかが出るのでしょうか。

○船沢市長公室長 まずですね、耐震診断をやらしていただきまして、その結果をもってからどうするかという部分につきましても、改めて地元の皆様と御相談したいかと思っております。実際、例えば地元で公民館を建てる場合は、通常の公民館建設の支援措置ございますので、そういうのも併せて御紹介しながら、丁寧に説明を続けていくも

のだというふうに考えてございます。

○目黒委員 耐震診断をしてそのまま長寿命化っていう考えもあると思うんですけど、多分あそこは相当老朽化等あるので、この費用が無駄にならないかなど。やらなくても建て替えが必要なんじゃないかって多分意見が出るかと思うので、その辺は地元の方の意見をくみ上げて、対応のほうよろしく願いいたします。以上です。

○吉田委員長 御意見ということで。

○目黒委員 はい。

○吉田委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。それではつぎに、契約から人事について説明をお願いします。

○船沢市長公室長 16ページをお願いいたします。議案第53号道路管理瑕疵に係る事故の和解につきましては、令和2年2月に相手方が、自転車で乙戸地内の市道乙戸22号線を走行中、本市が管理している土地に設置してあった柵に衝突、転倒した際に負傷し、身体に障害を負った事故において、本市が総額1億6,000万円余りの損害賠償を求められていたもので、この度、原告側と損害賠償額1億5,000万円、その他の請求権の放棄で合意に至りましたので、和解にあたり、議決をお願いするものです。

17ページをお願いいたします。最後に、最終日に提出を予定しております人事案件でございます。議案第54号土浦市教育委員会委員の任命の同意につきましては、現在、令和5年3月31日付けの辞職により1名欠員であり、また、6月24日で1名が任期満了となることから、教育委員会委員2名の任命の同意をお願いするものです。議案第55号土浦市監査委員の選任の同意につきましては、市議会議員の任期が4月30日で満了となったことに伴い、議会選出の監査委員の任期も満了となったことから、改めて、監査委員の選任の同意をお願いするものです。議案第56号土浦市農業委員会委員の任命の同意につきましては、農業委員会委員12名の任期が7月19日をもって満了となることから、任命の同意をお願いするものです。第2回定例会に提出いたします議案等の説明は、以上でございます。

○吉田委員長 それでは、委員の皆様からございますか。

○矢口委員 議運の委員初めてなんでちょっと参考までに質問させてください。議案第50と51号に関して、参考として、予定価格1億5,000万円以上の工事に関しては、議決を得るというルールになってるということで、こういうルール。改めて考えてみると、逆にこれ1億5,000万円未満の場合には、上程されない上程する場合もありますか。

○船沢市長公室長 まずルール上ですね、これ法律で1億5,000万という金額ございますので、これらの契約案件につきましては、入札を終わった後、仮契約という形になりまして、議会の議決をもちまして本契約に誘導する中でございまして、今の矢口委員のほうから御質問ございました。それ以下の金額、それにつきましては、議決案件ではございませんが、予算の中で、議会審議、そういうものをお願いするような形になる

かというふうに思っています。以上です。

○矢口委員 わかりました。和解の件です。東郷副市長から全協で全議員にこの内容の説明があるというお話でしたが、私自身も案件はどうなるのかなってとても心配しながら見てたところであります。和解に至った経緯とか、この金額で和解したっていうそう、経緯は全協で御説明いただけるのでしょうか。

○船沢市長公室長 実態としてこのやりとりなんです、それぞれ弁護士を立てまして、市も顧問弁護士の方が入ってございまして、それぞれの弁護士間のほうで和解のほうがまとまったということで、内容につきまして私も今の現在ちょっと詳細聞いてないんですが、説明者のほうにですね、わかりやすい説明のほうを、させてもらいたいかなと思っています。

○矢口委員 すいませんよろしく願いいたします。

○下村委員 これは、議案第51号の東小学校屋内運動場と長寿命化。以前から議会の一般質問等でよく、体育館の中に避難をしたときには、空調設備があるといいですねなんていう話がよく出てたんですが、そういったことは考慮されているのかどうかだけをお伺いしたいと思います。

○船沢市長公室長 今下村委員がおっしゃられた、避難して、特に暑い時期とかですね、そういう部分をどうすんだっていう部分かと思いますが、そういう部分につきまして、ほかでもですね、多分たくさんあるかと思いますが。学校施設本体につきましても、エアコンにつきまして、普通教室、それから特別教室、順次入れた中で、体育館につきまして今後どうしようか、そういうの総合的な観点で、また検討のほうさせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○下村委員 ありがとうございます。いつの時期からかやらなければいけないんだったら、やっぱりその計画を立てて、御検討をいただくと。その案を示していただければというふうに存じますので、よろしく願いします。

○吉田委員長 私もちっとそれでは、すいません今の関連でございます。下村委員と同じ意見なんです、せっかくこうやるんであればですね、それに向けての計画を立てながらにはなと思うんですが。改修工事というかその中でエアコンが付けるための下準備という、それを含めた工事の計画ということも、ぜひ前向きに順次やっていく中で検討していただければなというふうに思いますので、その点よろしく願いしたいと存じます。

○東郷副市長 この工事の内容をちょっと見ていただきますと、今、断熱改修も併せてやらさしていただいた上で、今後エアコンついて検討していきたいというようなことで議会の答弁の中ではさせていただいたと思います。ですから、一旦大規模改修して、断熱効果上げといて、エアコンを順次国からの補助の関係もあつたりしますので、その辺と調整しながら、先ほど下村委員のほうからもありましたように、今後避難施設として使っていくのであれば当然必要になってくるってこともありますから、その財政的な部分併せてその国の補助の関係、それから避難所の部分の関係をちょっと整理した上で検討していきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。工事内容の中に断熱改修ということが網羅されておりまして大変失礼しました。何卒よろしくお願いいたします。その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 追加議案の提出については以上であります。その他、執行部から何かありますか。

○東郷副市長 ありません。

○吉田委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構でございます。

<執行部 退席>

○吉田委員長 それでは、引きつづきよろしいですか。皆様引きつづきでお願いしたいと存じますがつぎに請願陳情について協議に移ります。受理番号2番の、市外者からの郵送による陳情について事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 それでは資料の4をお願いいたします。請願陳情文書表になります。よろしいでしょうか。大丈夫ですか戻っていただいて。提出期限までまだあと1週間ございますけれども、これまでに提出されましたのが陳情2件ということでございます。受理番号2につきましては、市外からの郵送によるものでございまして、東京都北区のインボイス制度を考えるフリーランスの会から提出されたもので、国に対し、適格請求書等保存方式インボイス制度の延期、見直しを求める陳情書であります。内容につきまして2ページをお願いいたします。この内容を要約いたしますと、零細事業者にとって消費税は現在価格に転嫁できない状況にあり、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招くなど、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあることから、インボイス制度導入の延期見直しを求めるという意見書を国に提出して欲しいというものでございます。こちら市外からの郵送による陳情につきましては、先例で全協でコピーを配布するということになっております。御協議をお願いしたいと存じます。

○吉田委員長 ありがとうございます。ただ今の天貝次長の方からの説明による先例によりまして全協でコピーを配布するという形でよろしいかどうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それではそのように取り計らいますので、よろしくお願いいたしますと存じます。つづきまして、もう一つの陳情については。

○天貝議会事務局次長 それでは1ページお戻りいただきまして、受理番号3、小中学校の学校給食無償化と地場産食材の拡充を求める陳情書でございまして、こちら提出者は日本婦人の会土浦支部代表ということでございます。7ページをお願いいたします。一番下の陳情事項に2項目ございまして、1点目が土浦市の小中学校の給食費を無償にしてくださいというもの。2点目が学校給食への地場産食材の使用をさらに進め、子供たちの健やかな成長を保障してくださいという内容でございます。こちら付託する委員会について御協議を願いたいと存じます。なお、請願陳情の提出の情報のうち、個人情報に当たる個人の住所氏名につきましては、傍聴者用の資料等の該当部分を、これまで黒塗りにしております。その際その都度黒塗りにする部分の判断につきまして、議運で

御協議いただいております。この運用1年以上行っておりますけれども、個人情報の判断につきましては、総務課の文書法制係に1件ずつ確認を取りながら行っております。またこれまで判断に迷うような事例もなかったことから、今後につきましては、事務局に一任いただければというふうに考えてございます。また判断に迷うような事例がございましたら、その都度議運で御協議いただきたいと存じますので、この運用につきましても併せて御協議をお願いしたいと存じます。以上でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の受理番号3小中学校の学校給食無償化と地場産食材の拡充を求める陳情書について。まず付託先でございますが、付託先を決定したいと存じますが、文教厚生委員会ということで。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 御異議なしと認めます。また陳情者の個人情報の取り扱い、事務局説明のとおりということで。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 御異議なしと認めます。それでは、受理番号3については、ただ今のとおり決定をいたします。つぎに、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 それでは資料の5をお開き願います。茨城県後期高齢者医療広域連合議会の選挙長の告示書でございまして、それぞれの市町村議会における選挙を行う期間が示されております。2ページには、本審議会の期間が5月20日から6月18日までと定められておりますので、第2回定例会の初日の6日に選挙を行いたいと考えてございます。当該議員につきましては、先例によりまして、文教厚生委員会の委員長を指名推選することとなっておりますので、矢口文教厚生委員長を議長から指名推薦する運びといたしたいと存じます。説明は以上です。

○吉田委員長 皆様からただ今の説明について、何か御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 それでは茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については事務局説明のとおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 御異議なしと認めます。それではただ今のとおり決定をいたします。つぎに、各種委員会委員の選出について御協議をお願いいたします。事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 それでは資料の方ですけども、件名一覧をお開きいただきたいと存じます。一番頭にある資料です。日程が載っている資料になります。それでは日程の、協議事項の中の(2)の⑤番ですね。こちらまず今回6点ございます。1点目が土浦市環境審議会委員。選出すべき人数は2名で従来の選出方法は総務市民委員会。それから産業建設委員会からそれぞれ1名ずつを選出ということになってございます。こちらは初議会の際にも選出してございまして、任期が今度6月いっぱい切れまことから改めて選任していただくというものになります。つづきまして土浦市空家等対策協議会

委員、こちら選出すべき人数が1名、従来は総務市民委員会から1名を選出してごさいます。

そのつぎが土浦市子ども子育て会議委員。選出べき人数が1名、従来ですと文教厚生委員会から1名選出というものでございまして、こちら先日の初議会で選出していただいてるものでございまして、つぎのページまいりまして、土浦市地域医療運営協議会委員、こちらは3名ということになります。従来の方が、各委員会からそれぞれ1名というものでございまして、つづきまして土浦市障害者計画策定委員会委員、こちらは1名ということで従来ですと文教厚生委員会から1名というものです。最後に土浦市自殺対策計画策定委員会委員、こちら1名でございまして、従来ですと文教厚生委員会から1名というものでございまして、それぞれの選出方法につきまして御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 選出方法はいかがいたしますか。

(「従来で」の声あり)

○吉田委員長 それではただ今説明のあった各種委員会委員についての選出方法は、事務局から説明のあった従来の選出方法でよろしいでございましょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは御異議なしと認めます。従来とおりの選出方法で各常任委員会に諮るということですのでよろしくお願いを申し上げます。つぎに、協議事項3政治倫理審査委員会委員の委嘱について事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 それでは資料6をお願いいたします。政治倫理審査委員会は、土浦市議会議員の政治倫理に関する条例第5条の規定に基づき、任期2年で8名の委員によって構成される委員会でございます。委員は市長が推薦した者を、議長が委嘱することとなっております。現在の任期が6月6日まででございますので、今回、市長から、記載の方々を推薦していただきましたので、委嘱をする運びとなります。6月上旬に、この8名の方々にお集まりをいただき、委員長・副委員長を決めていただく予定でございます。

○吉田委員長 ただ今の説明について御質問、御質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。政治倫理審査委員会委員の委嘱につきましては事務局説明のとおりといたします。つぎに協議事項4議会基本条例の見直し、基本条例第25条1項について事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 議会基本条例の見直し手つづきにつきましては、議会基本条例第25条に規定されておりますので、まずは条文を朗読いたします。第1項議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証するものとする。第2項議会は、前項に規定する検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。と規定されておまして、4年前の改選後に初めてこの手続を行っております。4年前の手続きの方法を御紹介いたします。資料7-1をお開き願います。4年前の6月定例会の初日に、資料記載のアンケートを元議員及び新議員を除く方を対象に依頼し、約1週間後提出いただき、会期

中にそのアンケート結果を基に議運で御協議を行い、その結果を最終日の全協で報告した上でホームページに掲載したというものでございます。その内容につきましては、条文の項目ごとに実際に実施できたかどうかの各議員の評価を基に、概ね達成できた、十分達成できたなどと評価付けを行い、その理由や意見を記しております。議運では、このアンケート結果を踏まえて協議を行い、右側の検証結果に記した内容となったものです。検証結果が記された項目について、一つずつ見てまいります。まず初めが第4条の議会の活動原則の中で6号です。議員相互間の討論を中心した議会運営に努めたかというものですけれども、実際これ実績が討論は少なかったということでございまして、討論を行うような議案もなかったというような御意見もございました。こちらについて議員個々のスキルアップ等も必要かと存じますので、今後研修項目に加えたり、というような対応をとっていきたいと考えてございます。またその下の7号です。条例等について不断に見直しを行ったかというものですけれども、こちらについては基本条例の見直しはございませんでしたけれども、会議規則や委員会条例の見直しを行ってまいりました。内容についてはタブレットの導入ですとか、オンライン会議の導入についての改正、また、出産育児のための欠席を認めるような改正も行われております。つづきまして第6条の委員会の中で第3項です。委員会は市民からの要請があるときは審査の経過等を説明するとともに、必要に応じて意見を交換する場を設けるというものでございます。こちらについてはホームページの方にも御案内を掲載をしたところでございまして、実際に総務市民委員会の方で1度2度でしょうかね、実績がございました。つづきまして第7条の危機管理の中で、災害等が発生した場合、市民及び地域の状況を的確に把握し、市長等に対しまして速やかに必要な要請を行ったかというものでございますけれども、大災害がなかったんだよということでございました。その後4年間の間に議会側としては、対応マニュアルを作成したり、実際に訓練を行ってまいりました。続いて一番下の第8条です議員の活動原則というところでこちらやはり、委員間の自由な討議に重んじるんだよという条文でございますけれども、実際になかなかされなかったということでございますので、今後の議員研修に取り入れるなどの措置を講じてまいりたいと思います。つづきまして第11条市民参加のつぎのページです。第3項で公聴会制度及び参考人制度を活用するんだよという条文でございますけれども、こちらは前期4年間では実績がございませんでした。これにつきまして本当に専門的知識を伺う必要が生じた場合にやる制度でございますので、4年間の中ではそういう必要性がなかったんだろーよということの結果だと思います。ですから今後そういう必要性が生じれば、招致ということになってくるんだろーよと思います。前回平成23年の地震があった際には実際に原発の事故の関連もありましたので、そういった専門大学の先生を招いたしたという実績もございます。つづきましてその下4項です。市民が議会及び市政に関心を持つような広報活動に努めたかというところですが、こちらにつきましては、動画を配信するなどの広報に努めたり、また動画を紹介する二次元コードを議会だよりにつけたりとか、それからLINEで本会議や委員会の開催の案内をしたというところで対策をしてまいりました。つづきまして第13条の議会報告会。こちらにつきましてはコロナ禍と

ということで対面での議会報告会はできませんでしたけども、先ほど申しあげましたように動画での議会報告会を行ったり、工夫をしてきたところでございます。つぎのページになります。第14条です。第2項で一問一答方式でもできるということでございますけれども、意見等では、選択する人数が増えていないという、前の前の期はそういう意見でございましたけども、前期の4年間につきましては若干ずつ少しずつ増えてきたという印象がでございます。また、制限時間を60分から70分へ拡大し、やりやすい環境も整えてございますので、こちらについても今後増えていくのかなというふうには感じているところです。つづきまして第15条議員の文書による質問等で、第1項と2項はですね、閉会中に重要かつ緊急な事案があった場合には、議長として市長等に文書質問をできるというもので、第2項はその場合は全議員に通知し市民に公表するというものでございます。前の前の期は確かにございませんでしたけども、前期につきましては、田子議員の方で1件、コロナ関連で行ってございました。第3項につきましては、議員が市長等に口頭による要請があった場合には、当該要請等に係る内容及び対応経過等を記録した文書を作成するよう、市長等に求めるという条文でございます。前の前の期に、確かに文書を作成を市長が求めなかったということでございますけれども前期については、篠塚議長が市長等に文書を作成を求めました。その結果どうなったかと申しますと、求めたにもかかわらず、執行部としては運用上に問題があるので、今運用に至っていないというものでございます。一応求めたという実績がございました。第16条です。市長の提案説明ということで市長が提案する重要な政策、これについての総合計画とかそういうものが対象となってまいりますけども、そういう提案については、関連する記載の情報を明らかにするように求めたかということで、検討は行っているということでございますので、問題ないというふうに感じております。それから第17条議員相互の自由討議による合意形成ということですので、こちらも先ほどと同じように今後研修を行っていきたいと感じてるところです。第18条の議決事件の追加ですけれども、議会の議決すべき事件の追加につきましては、特段そういった事例がなかったということで追加を行ってございません。つぎのページお願いします。第19条の政策討論会です。こちらにつきましては前期は一度実績がございます。プレミアム商品券の発行ということで1度行った経緯がございまして、市長に政策提言したというものでございます。第20条議員研修、こちらの第2項ですけども、議員研修の充実強化に努めたかということで、その前までは隔年で行っていましたが議員研修を前期は、毎年行ってきたというものでございます。第3項は、各分野から専門的知識を取り入れるように努めたかということでテーマを変えていろんな研修を行ってまいりました。第21条は議会事務局の体制整備ということで、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るというものでございまして、現在は法務経験者の配置をしてございます。つぎに12条、議会図書室の充実ということですけれども、議会図書室の図書につきましては現在は、図書について購入希望を皆様からとってございます。また図書室のドアを開放して入りやすい環境を整えているというものです。最後に第24条、議員報酬の改正にあたっては行財政改革の視点、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮した上で検討したかというも

のでございますけれども、議員報酬の改正の話が出ておりませんので、対象外なんだろうというふうに感じております。このように前期の４年間で新たに実績が積まれたり、改善に向けて対応しておりますので基本条例の見直しを行うような大きな理由はないんだろうというふうに考えております。今回の見直し手づきにつきましても、前回同様のスケジュールで進めたいと考えております。６月６日の議会初日の全協で元議員及び新議員を除く１４名にアンケートを依頼し、締め切りを一般質問の初日１２日月曜日とさせていただきますして、２０日の予算決算委員会全体会の終了後に議運を開催して、アンケート結果を基に協議を行った上で、最終日２２日の全協で全議員に報告するスケジュールを考えてございます。進め方について御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明について、委員の皆様から御質問ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 特に今、ないようですね。それでは、意見もないようですので、ただ今の説明のとおり、前回４年前と同様の手続きを踏んでいくというこの流れで、説明のとおりということによろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○吉田委員長 それでは事務局説明のとおりといたしますので、よろしく願いをしたいと存じます。つぎに、協議事項５台南市友好交流都市への訪問について、事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 本市と台南市につきましては、本年４月にコロナ禍ということもあり、オンラインにより友好交流協定を締結いたしました。この度、お互いの往来が可能となったことから、安藤市長が台南市長を表敬訪問することとなりました。つきましては、議会側の同行者の人選について御協議いただくものです。資料８を御覧ください。人選の参考に、かつて姉妹都市のアメリカパロアルト市を訪問した際の派遣実績について御説明いたします。まず、平成２２年に日本土浦まつりに参加する目的で議長と各常任委員会から１名ずつ選出し、事務局随員職員１名を含めて６名で訪問いたしました。その下の２４年も同じ人選で計画したものの、先方の都合で派遣が中止になりました。２６年につきましては、議運で協議した結果、市民への説明責任があることから、全ての委員会からではなく所管の委員会から選出することとなり、文教と環境経済委員会から１名ずつ選出することとなった経緯がございます。なお、３回とも各委員会からの選出については、委員長に限定することなく１名を選出することとなったものです。この様な経緯を踏まえまして、議長と相談し２枚目の資料に記載の訪問者を提案するものでございます。まず日程につきましては７月２０日木曜日から２３日日曜日の４日間で、目的は台南市長を表敬訪問すると共に、両市間の国際交流を幅広い分野で深化させるため、各分野の所管する常任委員会の代表者が同行し、その後の常任委員会の活動に役立てるものです。ここで言う各分野としましては、国際交流は元より、自転車によるまちづくりや教育、文化、スポーツ、観光促進、物産のＰＲなどを想定しております。３番、訪問者は議長、各常任委員会から選出された３名、随員として事務局職員１名の合

計5名という案でございます。また4番で、常任委員会からの代表者は報告書を提出していただくとともに、それぞれの常任委員会において報告を行い、常任委員会での活動に活かしていただきたいと存じます。以上が台南市訪問に係る提案でございます。なお、今後のスケジュールにつきましては、出発までに余り日がありませんので、6月6日議会初日に予定している全員協議会において全議員にお示しし、その日のうちに各常任委員会からの人選をお願いしたいと存じます。また、旅費等の予算につきましては、今定例会中に追加議案として補正予算を上程する予定でございますので、その際には改めて補正予算案について御協議いただくこととなります。この表敬訪問とは別に、執行部側において来年1月に台南への市民ツアーを計画しております。内容は市民50名程度を募集し、市長も同行するもので、市民は自費で参加し、台南市を知っていただくための観光がメインのツアーになる予定とのことでございます。このツアーへの議会側の同行について議長に相談いたしましたが、観光がメインの市民ツアーに議会側が同行する理由が無いことから議会側は同行しない、という判断に至りましたので、合わせて御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 それではただ今の説明につきまして、皆様から御意見ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 御意見もないようでございますので、事務局説明のとおりと運ばせていただきたいと思います。

○吉田委員長 取り計らいよろしくお願い申し上げます。それではつぎに協議事項6、土浦市職員録のサイドブックスへの登載について、事務局から説明をお願いします。

○天貝議会事務局次長 職員録につきましては、これまで冊子を印刷し、議員及び職員に配布してまいりましたが、ペーパーレス化やデジタル化の推進により今年度から冊子印刷を取り止め、職員向けについてはグループウェアにデータをアップすることとなりました。職員録は、個人情報保護の観点からサイドブックスに搭載せず冊子を議員の皆様へ配布しておりましたが、そのようなことからデータをサイドブックスに搭載することといたしたいと存じます。なお、データの流出を避けるために閲覧のみを可能とし、ダウンロードが出来ないような処理をした上でアップしたいと考えております。説明は以上です。

○吉田委員長 それではただ今の説明について、皆様、御意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 土浦市職員録のサイドブックスへの登載につきましては、事務局説明のとおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○吉田委員長 御異議なしと認めます。それでは、職員録のサイドブックスへの登載については、事務局の説明のとおりといたします。その他、ございますか。皆さんのほうから御意見等々ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありませんか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ございません。

○吉田委員長 なければ、全ての資料を公表とさせていただきます。

○吉田委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。